府令

○内閣府令第八十号

金融商品取引法等の一部を改正する法律（令和五年法律第七十九号）の一部の施行に伴い、並びに金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百七十九条第一項、第百八十五条第二項、第百八十五条の二第二項、第百八十五条の四第三項、第百八十五条の七第十四項及び第十九項並びに第百八十五条の八第九項、同法第百八十五条の十において準用する民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第百条第二項並びに第百九条の二第一項及び第二項、金融商品取引法第百八十五条の十の二、第百八十五条の十一第二項及び第百八十五条の十二第二項並びに同法第百八十五条の十三において準用する民事訴訟法第百三十二条の十第一項及び第四項の規定に基づき、並びに金融商品取引法を実施するため、金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和八年九月十六日

内閣総理大臣　高市　早苗

金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令（平成十七年内閣府令第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一章　［略］	第一章　［同上］
第二章　審判手続	第二章　［同上］
第一節　総則（第一条の二十七―第十二条）	第一節　総則（第一条の二十七―第十三条）
第二節　審判手続の開始（第十三条―第十七条）	第二節　審判手続の開始（第十四条―第十七条）
［第三節・第四節　略］	［第三節・第四節　同上］
第五節　決定（第六十条―第六十一条の十）	第五節　決定（第六十条―第六十一条の九）
第六節　雑則（第六十二条―第六十九条）	第六節　雑則（第六十二条・第六十二条の二）
第三章　雑則（第七十条）	第三章　雑則（第六十三条）
附則	附則
（通知）	（通知）
第四条　［略］	**第四条**　［同上］
2　この章の規定による通知（第二十二条第四項、第六十二条第一項及び第三項並びに第六十六条第二項の規定による通知を除く。）は、これを受けるべき者の所在が明らかでないとき、又はその者が外国に在るときは、することを要しない。この場合においては、第七条第二項に規定する審判手続の事務を行う職員は、その事由を事件記録上明らかにしなければならない。	2　この章の規定による通知（第十二条第三項、第二十二条第四項並びに第六十二条第一項及び第三項の規定による通知を除く。）は、これを受けるべき者の所在が明らかでないとき、又はその者が外国に在るときは、することを要しない。この場合においては、第七条第二項に規定する審判手続の事務を行う職員は、その事由を事件記録上明らかにしなければならない。
（審判手続の事務を行う職員）	（審判手続の事務を行う職員）
第七条　［略］	**第七条**　［同上］
2　前項の職員（以下「審判手続の事務を行う職員」という。）は、金融庁長官又は審判官の命を受けて、審判手続における電子調書（期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするために法第六章の二第二節その他の法令の規定により審判手続の事務を行う職員が作成する電磁的記録（法第十三条第五項に規定する電磁的記録をいう。以下この章において同じ。）をいう。以下この章において同じ。）その他の書類又は電磁的記録の作成、保管、送達及び送付に関する事務並びにこの章の規定による通知に関する事務を行う。	2　前項の職員（以下「審判手続の事務を行う職員」という。）は、金融庁長官又は審判官の命を受けて、審判手続における調書その他の書類の作成、保管、送達及び送付に関する事務並びにこの章の規定による通知に関する事務を行う。